

認証保育所などの認可外保育施設や一時保育、ファミリーサポート事業、幼稚園等の預かり保育などを利用する方へ

10月からの保育料等の無償化に向けて 申請手続きが必要な方がいます

ご自身が手続きが必要か、以下のフローチャートを参照してご確認ください

あなたが現在利用中の 保育施設・事業は…

認証保育所等

認証保育所、ベビーホテルなどの認可外保育施設のほか、一時保育・定期利用保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業を含みます。

▶幼稚園、▶認定こども園(幼稚園機能)

子ども・子育て支援新制度に 移行していない幼稚園

利用中の幼稚園が新制度に移行した園であるかは各園にお問い合わせください。

▶認可保育所、▶認定こども園(保育園機能)、▶地域型保育(保育ルーム・保育ママ・事業所内保育・居宅訪問型保育)、▶保育ルームえどがわ園(3~5歳)、▶企業主導型保育事業、▶児童発達支援等

申請手続きが必要か分からぬ方等は お問い合わせください



保育の必要性の認定を受けていますか(認可保育所の申し込みをしている)

はい

保育課入園・認定係へ
お問い合わせください
現況確認のため、書類の提出が必要になる場合があります。

いいえ

預かり保育・預かり保育の代わりに認可外保育施設を利用していますか

利用しているまたは10月から利用する

利用していない

申請手続きは
必要ありません

申請手続きが必要です
認定要件(★)を確認できる書類の提出が必要です。保育課入園・認定係へお問い合わせください。

申請手続きが必要です
認定要件(★)を確認できる書類の提出が必要です。▶幼稚園は学校運営課幼稚園係、▶認定こども園(幼稚園機能)は保育課入園・認定係へお問い合わせください。

◆ 無償化の対象施設・事業 ◆

3歳～5歳

- ①認可保育所・認定こども園(保育園機能)※1
- ②幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)
- ③児童発達支援等
- ④子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(上限額あり)
- ⑤幼稚園・認定こども園の預かり保育(上限額あり)※2
- ⑥認証保育所等(上限額あり)※3
- ⑦企業主導型保育事業(標準的な利用料)
- ⑧～⑩の無償化は認定要件に該当していない方も適用されます。

0歳～2歳(住民税非課税世帯)

- ⑧認可保育所・認定こども園・地域型保育(保育ルーム・保育ママ・事業所内保育・居宅訪問型保育)※1
※すでに無償化されています。
- ⑨認証保育所等(上限額あり)※3
- ⑩企業主導型保育事業(標準的な利用料)
※1 基本利用料のみ。延長保育は無償化の対象外です。
※2 現在利用中の施設で預かり保育を実施していない場合や実施時間等が短い場合、認可外保育施設等を併用できます(上限額あり)。ただし、定期利用保育は併用できません。
※3 認可保育所・認定こども園・幼稚園等を利用していない方が対象です。

【問合せ】▶認証保育所等を利用している場合の認定、認可保育園・認定こども園等の無償化…保育課入園・認定係(本庁舎2階)☎(5273)4527へ。

▶幼稚園に在籍している方の無償化…学校運営課幼稚園係(第1分庁舎4階)☎(5273)3103へ。

▶認証保育所その他の認可外保育施設の利用料の給付…保育指導課給付係(本庁舎2階)☎(5273)4584へ。

▶無償化の対象となる認可外保育施設…保育課施設整備係(本庁舎2階)☎(5273)4162へ。

▶ファミリーサポート事業・ひろば型一時保育…子ども家庭支援課子育て支援係☎(3232)0695へ。

▶児童発達支援等…障害者福祉課支援係(本庁舎2階)☎(5273)4583へ。

